

情報信託機能の認定スキームに関する検討会（第5回）議事概要

日時：2018年4月19日（木）10時00分～12時00分

場所：総務省8階総務省第一特別会議室

構成員）宍戸座長、井上構成員、小林構成員、立谷構成員、長田構成員、日諸構成員、古谷構成員、森構成員、若目田構成員

オブザーバー）一般社団法人データ流通推進協議会、美馬オブザーバー、山本オブザーバー、太田オブザーバー

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、個人情報保護委員会事務局
事務局）総務省、経済産業省、一般社団法人日本IT団体連盟

□資料5-1「【観光分野】情報信託機能の社会実装に向けた調査研究結果のご紹介」について井上構成員より説明。

□資料5-2「株式会社DataSign発表資料」、資料4-4「モデル約款（案）について」、資料4-5「論点整理（案）認定団体の認定スキームについて」について太田オブザーバーより説明。

□資料5-3「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会への意見」について真野オブザーバーより説明。

□資料5-4「論点整理（案）について」、資料5-5「とりまとめ（案）について」について事務局より説明。

□意見交換

<論点1について>

●事業単位か、法人単位かは責任にも関わってくる。サービス・事業単位だと責任が追及できないのではないかとということもあったが法人単位でもサービス単位でも責任を担うという点が変わらないのであれば、この整理でよい。

● 契約であっても事業・サービス単位の場合もあるだろうから、両論併記を維持していただきたい。

<論点2について>

①同意の提供/撤回の指定について

● 本日のデータサイン、データ流通促進協議会のプレゼンから、認定基準では不十分と指摘。そこで、論点2の同意/撤回の範囲を個別のデータや提供先ごとのダッシュボードでわかりやすくするという点は認定要件としてはどうか。ただ、情報銀行側でダッシュボードで見せている内容の細かさはビジネス領域であると考える。

● 個人のコントローラビリティを重視する提案に賛成。また、履歴データによっては、「個人が特定されない形に加工したデータを除く」とするためには、単にトークンを削除するだ

けでは対処が不十分な場合があることを、課題として提起する。

- 提供するデータや項目がどの程度の縛りを考えられているのか、個人に詳細な同意画面を見せることが本当に UI の観点からよいのか、データ項目も全てがよいのか、一概に全てを認定要件とするのは安直なのではないか。
- 個人のコントローラビリティ確保はもちろん重要だが、あまりに厳格に求めすぎるとそれはもはやサービスとしては、PDS にあたるのではないか。情報信託機能ということで個人に代わって利活用を判断してもらう機能を使いたいというニーズもあるだろう。PDS とほぼ同じサービスまでスコープを広げた想定でのルールを義務化するのは違うのではないか。
- 個人の方の同意画面がどんどん長くなってしまう。利便性とコントローラビリティのバランスを考え、サービスとして選ばれるような競争条件とすべき。
- 情報銀行への期待としては、一つ一つ情報の流れを個人が把握するのは無理であり、サービスをうけるという同意をすることで、個人のプライバシープレファレンス、個人のコントロール能力を支えるものである、ということ。
- 個別のデータ項目や提供先の具体的なものまでは難しいのではないか。
- 自分の管理を信頼できるところに預ける仕組みであり、提案のあった、機能を認定要件にすることには賛成。事業者には工夫して、信頼できる仕組みであるべき。情報銀行が最初につまづかないようにしてほしい。
- 消費者が自分の情報をコントロールするというのが今後の社会の方向性になるのではないか。それに対応したほうが競争に有利になっていくのではないか。
- わかりやすく示すのは大事だが、消費者側で使いもしないかもしれないものに事業者側で義務付けられていると対応するのは過剰な負担になりかねない。
- コントローラビリティ=信託すること、サービス内容で違ってくるもの。そのような機能を有して、簡易に追加、削除できるというのが妙意であり、あまりにもシビアになると競争がうまれない。
- あまり詳細に個人のコントローラビリティを求めすぎると PDS になり、情報銀行を行う事業者が必ず PDS 機能の提供を義務付けられることとなる。検討会では、情報銀行が PDS や取引市場の機能を提供することも想定していたが、認定の際に複数機能の提供を義務付けることが適当か疑問。ダッシュボードで提供状況を表示できるようにするのはいいと思うが、個別データ項目まで選択できることを認定要件とすることはどうか。松、竹、梅のような選択肢を示すものでもよいのではないか。
- 個人が預けて流通させる際に、ユーザーから見てつかいやすさが醸成されるもの。インターフェースの部分を取り離してはならないのではないか。
- 「松」という選択肢のうちの、一社がどうしてもいやだとおもったら、個別社ごとに撤回できなければ全サービスをやめるしかなくなる。それは情報銀行を使うという意欲がなくなるのではないか。
- 個人のコントローラビリティは様々なタイプがあり、どこまで求めるのか、あまりに厳しいとデータ流通が進まなくなる。一定の競争領域の部分がある中で、どの水準とすべきか。

論点 2 の議論は、かなりの部分がユーザーインターフェースに起因するもの。利用者が正しく自らのプレファレンスを反映するために、わかりやすい条件で利用者がコントロールできるということが認定要件として重要。その内容が非常に詳細なところまで認定要件として求めるのは難しく、競争の問題ではないか。

- データ流通推進協議会の意見としても、バランスをとってほしいというもの。
- ユーザーインターフェースについて、認定要件として提供先群やデータ項目などチェックがはずすなどそのようなわかりやすい要件が設定されればよいのではないか。
- 調査結果でも生活者にとって期待と不安があり、不安の原因は「安全安心に活用されること」。新しいビジネスモデルであるため、まずは、市場に出して生活者の意見をきくためにも、これまでの議論をいたずらにひっくり返すのではなく、実証などで行ってみるフェーズに来ているのではないか。生活者に受け入れられないサービスは取り入れられないとおもうので、座長のとりまとめの方向性に賛成。
- 個人のコントローラビリティを確保しつつ情報流通を促進するために、情報銀行が未だ存在していない中、競争領域を確保しつつ一定の水準を確保するために、今回は、情報銀行がデータ審議会を設けて審議していく、モデル約款を確認していくことなどを確保した上で、パブリックコメントなども通じて関係者の意見もふまえ、早く立ち上げていくことを後押しするよう認定要件をまとめてはどうか。

②撤回の範囲（情報銀行/提供先第三者）

- 撤回時の提供先第三者の対応も、利用を停止するのを認定要件としてはどうか。
- 利用の対応を考えると、一概に全てを認定要件とするのは安直なのではないか。
- 議論を踏まえ、実現可能性を考えると、①情報銀行がそれ以降提供しないということを認定要件とし、②提供先第三者の対応について推奨要件という方向ではどうか。
- 撤回についても、情報銀行がそれ以降提供しないというのが守られるのが大きい。

③データポータビリティについて

- データポータビリティは、取り扱うデータによっても変わり、GDPR でも個人の行動や組成されたデータは対象外。サービスにより提供される利用履歴などの組成されたデータの戻り先は、サービス事業者。個人にもともとあるデータに企業が組成した情報は個人が生成できるものではなく、企業に戻るもの。
- データポータビリティについては、情報信託されるようなデータは、個人にも見られるようにするなど重要。
- データポータビリティの議論については、真野オブザーバーがご説明されたように、データは、個人と、それを生成したサービスを提供する企業の共有財であるという視点もある。そうだとすれば、データポータビリティの判断権を個人にどこまで認めるかについては、この検討会の議論ではなく、そもそも法律との関係など含めた別次元の議論となるのではないか。
- データポータビリティの点についても、GDPR などとの関係などもあり、この会合とは別の議論もなされている中、認定要件とするのは厳しい、ただ、保護法 28 条にもとづき利用者から開示請求があった場合には、利便性があるように確実に対応するというのが必要

ではないか。

<論点3について>

- 損害賠償の連帯責任が明確に位置づけられたのは良い方向。

<DNP、データサイン、データ流通推進協議会プレゼンについて>

● 個人情報保護法の「本人の同意」とは、ガイドラインにおいて記載があるように、本人による承諾する旨の意思表示をいう。「本人の同意を得る」とは、事案の性質等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法による必要。なお、Q&A1-56において、本人に一定期間内に回答がない場合には同意したものとみなす旨の電子メールを送り、当該期間経過により本人の同意を得たこととできるかということについて、回答がなかったのみをもって本人の同意を得たものとはできないとされている。多様なサービスが想定されるウェブ等の世界でも、適切な UI 含めユーザーにどう簡便に理解してもらうかが重要。

● ご指摘のあった「個人情報保護法の共同利用」については、一体的に個人情報を利用する場合の制度であり、今回検討されている事案は第三者提供に近いのではないか。

● このデータ流通推進協議会の「総意」というのはどういう趣旨か。

● この議論は様々な意見が出るものであり、パブコメでもそれは同様であろう。実態的なものを考えながら肉付けして育っていくものであると考え、一気に完璧なものとはできないので、まずはビジネス環境を整えてサービスができるようにしないと、国際的な競争でも後追いになってしまうのではないか。

● データ流通推進協議会としては、大企業など免罪符として自由にできるということにいかないようにというのが大きなところ。

● データ流通推進協議会の意見に「本検討会の認定基準や検討内容は特定のサービスに偏重している」とあるが、データホルダと一体だろうが、なかろうが、しっかりと議論された内容になっており偏重したものではないと認識している。早くデータを活用してもらいたいので、ビジネス実態も見ながら、マルチステークホルダで見直していくような姿がよいのではないか。

以上